

V. 世界遺産条約の履行に係る定期報告

V.A 目的

- 199.** 締約国は、世界遺産委員会を通じて、ユネスコ総会に対して、自国の領域内に存在する世界遺産資産の保全状況を含めて、条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置に関する報告を提出することが求められる。
- 世界遺産条約第 29 条参照。
第 11 回締約国会議(1997 年)
及び第 29 回ユネスコ 総会決議参照。
- 200.** 定期報告は、自主的な報告であり、出来るだけそれぞれの地域の締約国によって主体的に行われるべきものである。事務局は、世界レベルでの定期報告のコーディネート及びファシリテートを行う。諮問機関及び事務局に専門的助言を要請することができる。又、諮問機関及び事務局は（関係締約国の同意を得て）更に専門的な助言を外部に委託することができる。
- 決定 41 COM11 参照
- 201.** 定期的報告の主要な目的は以下の 4 点である。
- a) 締約国の世界遺産条約適用状況に関して評価を示すこと。
 - b) 世界遺産一覧表記載資産の顕著な普遍的価値が維持されているかどうかについての評価を示すこと。
 - c) 変化する周辺状況及び、資産の保全状況を記録し、世界遺産資産についての最新の情報を提供すること。
 - d) 条約の履行及び世界遺産の保全に関して、締約国間で地域協力及び情報交換、経験の共有を行うための仕組を提供すること。
- 202.** 定期的報告は、条約履行の信頼性を強化するために重要であるとともに、記載資産の長期的な保全をより効果的に行っていくために重要である。それはまた、締約国及び世界遺産資産が、世界遺産委員会及び総会で採択された政策について実施しているか否かを評価するための重要なツールでもある。

V.B. 手続き及び書式

203. 6年ごとに、世界遺産委員会での審議のため、締約国は定期報告を提出する。6年間の定期報告サイクルの間に、締約国は以下の順番で地域ごとに報告を行う。

決定 22 COM VI.7 参照

- ・アラブ
- ・アフリカ
- ・アジア太平洋
- ・ラテンアメリカ及びカリブ海
- ・欧州北米

204. 各サイクルの6年目は、考察及び評価期間である。この機会により、定期報告の仕組みを評価し、次のサイクルが開始される前に、適宜見直しを行うことができる。世界遺産委員会は、この考察を用いて、「グローバル世界遺産レポート」のとりまとめ、出版を進めるかどうか決定することができる。

205. 適切な間隔をおいて、若しくは必要と判断される際にはいつでも、世界遺産委員会は、「モニタリング指標」及び「定期報告の分析のための枠組み」の採択、改訂を行う。

205bis. 定期報告は、地域的な交流及び協力のための機会であり、特に国境を越えた資産や複数国に跨る資産の場合、締約国間で積極的に協調、同調を図る機会となる。

決定 41 COM 11 参照

206. 定期報告の質問票は、各国のフォーカルポイント及び世界遺産資産のサイトマネージャー（現場管理者）がオンラインで入力する。

当該書式は、第22回会合(京都、1998年)において委員会によって採択されたものである。

2006年に定期的報告の最初のサイクルが完了した後に見直される可能性があるため、今のところ改訂されていない。

- a) 第I節では、条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置その他の措置及びこの分野で得た経験の詳細に関して報告する。ここでは専ら、条約の関連条文で定義されている一般的義務に係るものである。
- b) 第II節では、関係締約国の領域内に存在する具体的な世界遺産資産の保全状況について報告する。ここでは、世界遺産資産のひとつひとつについて記述することが求められる。

206bis. 定期報告の書式は、定期報告の各サイクル完了後に見直しを行うことができる。作業指針付属資料 7 に書式の概要を示す。 決定 41 COM 11 参照

207. 情報管理及び分析上の便を図るため、締約国は世界遺産センターのウェブサイト上に開設されたオンライン入力ページを利用して、報告書を英語又はフランス語で提出することが求められる。完全な質問票は、<http://whc.unesco.org/en/prcycle3/>に公開されている。 決定 41 COM 11 参照

V.C 審査及びフォローアップ

208. 事務局及び諮問機関は、締約国が、各国の報告書とともに「世界遺産地域別白書」報告書にとりまとめることを支援する。同報告書は、インターネット <http://whc.unesco.org/en/publications> 及び印刷版（世界遺産ペーパーシリーズ World Heritage Papers series）で公開される。 決定 41 COM 11 参照

209. 世界遺産委員会は、定期的報告中で提起された問題点について慎重に審査を行い、関係地域の各締約国に助言を行う。

210. 委員会は、締約国が、事務局及び諮問機関と協力して、関連締約国と協議の上、戦略目標に従い構築された、長期的なフォローアップのための地域別プログラムを作成し、委員会の審議に付すように要請した。定期報告書で特定された締約国のニーズに基づいて、委員会は、これらのプログラムを定期報告のフォローアップとして採択し、定期的に審査を行う。これらは、地域の世界遺産のニーズを正確に反映し、国際的援助の供与を促進するものであることが求められる。 決定 36 COM13.1
決定 41 COM 11 参照